




令和4年12月度 本部役員会議事録

令和4年12月12日
市原市桜台自治会

1. 開催日時等

- ① 日時 : 12月11日(日)10:00~12:00
- ② 場所 : 2階大ホール
- ③ 出席者: 会長、副会長、地区長、理事(佐々木勇一氏、島森祥太郎氏、高橋洋史氏欠席)
- ④ 議長 : 星野会長

会長	副会長	作成
		

2. 会長挨拶・報告

- 添付資料①「令和4年12月度 会長報告」を参照のこと。
- 添付資料②「令和4年12月度 常務役員会資料」を参照のこと。

3. 審議(決議、検討、確認、連絡、報告)事項

(1) 自治会館年末大清掃の件(桐田副会長)

計画通り 12月25日(日)9:30~11:30 本部役員が実施予定。

(2) 次年度自治会活動計画の策定スケジュールフォロー(桐田副会長)

① 専門部活動報告の受領とまとめ

コロナ禍で活動は制限されたが、現在まとめ中。

② 次年度活動方針の策定

SKPで作成した添付資料③「桜台自治会改善課題一覧表」を本部役員に配布。

1月度本部役員会で次年度はどのような活動にしたいか、重要度の高い課題解決のために協議予定。

討議結果を活動方針に反映する。

(3) 次年度常務役員選任スケジュールフォロー(桐田副会長)

① 11月度に過去の理事や会計監査員等を対象に、さらには班長、理事からの推薦者をベースに、各地区で「常務役員候補者リスト」を作成するようお願いしましたが、このリストができていないところがほとんどです。早急に作成してください。

② 今月は候補者募集回覧を回しますが、候補者が現れなかった場合は1月度に「常務役員候補者リスト」に基づき戸別訪問・説得に入りますので、このリストが必要になります。

③ また、候補者が見つからなかった場合は、本年度常務役員の留任または理事からの選任になりますので、地区で十分な話し合いをお願いします。

(4) 令和5年度役員改選の候補者募集回覧について(星野会長)

現在、会長、副会長、地区長の常務役員の選出については、引き受けてくれる人はおら

ず大変苦労しております。特に 4 丁目においては深刻な状況が続いています。自治会活動に参加して一緒に桜台自治会を盛り上げていきたい人は是非応募願います。自治会経験を問いません。若い世代、女性の参加を期待しています。

(5) 市道 1321 号線舗装繕工事の実施について(星野会長)

12 月中旬から、旧 A コープ前桜台侵入口から自治会館までの市道の舗装繕工事が行われます。ご協力ください。中央線は黄線から白線に代わり追い越し可能となります。

(6) 会則改正について(桐田副会長)

先月度の本部役員会で説明した会則改正案について、審議し本部役員会の承認を得た。本案は、定期総会で審議議決を得て施行されるが、現会則ではコロナ禍が収まって通常の定期総会が開かれないと会則の改正はできない。

(7) 役員業務マニュアルについて(桐田副会長)

班長から会長までの、会則で規定された業務と、現に存在し実施してきた業務を見える形にするために、添付資料④「桜台自治会役員業務マニュアル」を作成した。

マニュアル類は、会長承認のため、問題なければ今後活用してください。

① 見える形にすることで、引き継ぎが容易になる。

② 成り手が不足している常務役員の業務が明確になり、自治会活動のサポートになる。

(8) 市原市総合防災訓練マニュアル(案)(添付資料⑤)について(桐田副会長)

先月実施した市原市総合防災訓練において一時避難所の指揮をしたが、防災訓練を通じて疑問に思ったことをベースにマニュアルを作成した。

この防災訓練は、市原市防災計画や防災カルテに基づき計画され実施されているので、災害想定や避難計画を知った上で、望む必要がある。

マニュアル等を作成し訓練の必要性を知ること、防災訓練をより有意義な訓練とすることができるのではないかと考えた。

本マニュアル(案)は、災害想定や避難方法などにいろいろな記述がおよんでおり、マニュアル本来の訓練手順になっておらず今後見直しが必要になる。

特に、災害想定ではほとんどの人が自宅避難になるということで、避難所の運営は市と自治会が中心、自宅避難者の対応はどうするのか防災活動の見直しは急務である。

(9) 桜台自治会改革プロジェクト(SKIP)報告について(桐田副会長)

昨年 11 月に発足した SKIP は本年 11 月に報告書をまとめて終了したので、報告要約を説明した。内容の質疑については次回 1 月度の本部役員会で行うことにした。

報告書は検討結果を提案という形でまとめ、個々の提案は、本部役員会または定期総会の議題として審議議決後、実施に移されることになる。

詳細は添付資料⑥「桜台自治会改革プロジェクト報告書」を参照のこと。本議事録に掲載できなかった添付資料①～⑪は、自治会館事務局に保管している報告書または桜台自治会ホームページの令和4年12月度本部役員会議事録でご確認ください。

コロナ禍の中、合計20回を超えるプロジェクト会議を開き討議した。

その結果、アンケートで示された会員の高齢化に起因する課題は多いが、自治会をリードする常務役員会の機能を強化し、実態を監視しながら改善課題に取り組むことで対応は可能であるという結論になった。また、役員辞退者が増え自治会活動が停滞する兆しが見えた時の対応策についても提案した。

(10) イベント企画についてのアンケート(桐田副会長)

11月度に本部役員会で、今後のイベント企画について

- ① コロナ終息宣言が出るまでイベントは実施しない。
- ② これから検討で新しいイベント企画の形ができ上がるまでは、コロナ終息宣言が出て、イベント企画部と各専門部が企画・計画できる範囲のレベルの縮小されたイベントとする。
- ③ イベント企画委員会を立ち上げる前に、常務役員会で引き続き検討を進める。

と、基本方針を決めさせていただいたが、会員の総意に基づくとはいえ、会員の多数決では決められない夏祭りのような問題について今後どう取り組むべきか、本部役員のイベント企画に対する考えを、添付資料⑦「イベントの取り組み調査(NO1)結果」で問うてみた。

その結果、

- ① イベント実施には反対していない。積極的な参加希望者は半数と少ない。
- ② 実施するなら規模を縮小し、新しい形のイベントを望んでいる。
- ③ イベントは子供たちを巻き込んだものにする。
- ④ 会員が参加してみたいイベントとは何か、ここがポイントになると思われる。

4. 役員、専門部報告(特記事項のみ)

(1) 玉川副会長、片桐2丁目地区長

2丁目の椎津境界線近くで異臭騒ぎが起こっていましたが、市当局と折衝し違法行為の証拠を取るために、添付資料⑧「2丁目で悪臭を感じたら通報していただきたいお願い」のように対応することになりましたので、臭いを感じたら「桜台の住民です。」と名乗って通報して下さい。

<悪臭を感じたら通報する電話番号>

緊急ストップコール 0436-24-5374

(2) 中村4丁目地区長

常務役員選出のために4丁目地区役員会を開いて、常務役員の候補者について話し合いをしました。候補者は今のところ見つかっていません。非常に難しい状況です。

この問題を解決するには、「班長、理事と同じように輪番制を取るべきと考えます。4丁目だけでも輪番制を取ることは可能ですか。」との質問があった。

4丁目だけで、会則に規定されていないことをやることはできないが、自治会として最重要課題として対応を考えていく。

5. 次回本部役員会開催予定 令和5年1月9日(月) | 10:00~12:00

6. 添付資料

- ① 令和4年12月度 会長報告
- ② 令和4年12月度 常務役員会資料
- ③ 桜台自治会改善課題一覧表
- ④ 桜台自治会役員業務マニュアル
- ⑤ 市原市総合防災訓練マニュアル(案)
- ⑥ 桜台自治会改革プロジェクト(SKIP)報告書
- ⑦ イベントの取り組み調査(NO1)結果
- ⑧ 2丁目で悪臭を感じたら通報していただきたいお願い

以上

令和4年12月度 会長報告（12月11日）**会長挨拶**

今のところコロナウィルスの感染が若干減少していますが、寒い季節とともに年末年始の帰省と併せて、行動規制が長期化しており「気のゆるみ」が懸念されるので十分にご注意して下さい。したがって、皆さん方は従来通りの感染防止対策へのご協力をお願いします。

I. 11月14日～12月10日の自治会・関係団体の行事関係

1. 11月15日（火）有秋南小学校安全安心NW推進会議・・星野、中嶋副会長出席
2. 11月17日（木）市原市町会長連合会評議委員会「市原市役所第2庁舎3F」・・星野出席
 - (1) 市原市町会長大会（案）について *(1/4) 市民会館*
 - (2) 市長と町会長で語ろう未来創生ミーティングの結果報告 *有秋地区「水害について」 構台地区なし*
3. 11月20日（日）市原市総合防災訓練（一時避難所 351名、南小避難所 18名）
4. 11月27日（日）有秋地区防災計画策定委員会 役員会「有秋公民館」・・星野出席
 - (1) 過去3回のワークショップで出された意見を市で集約したものを検討する
 - (2) 今後は毎月一回役員会を開催し、意見をまとめて令和5年3月に最終の報告を行う。
5. 11月29日（火）市町会長連合会SDGs部会の研修「デンカ千葉工場」・・星野出席
6. 12月03日（土）公民館指定管理者運営委員会「有秋公民館」・・星野出席 *ホリイビル（旧プラント）夏場*
 - (1) 令和4年度事業の中間報告について
 - (2) 運営委員会の法人化について

II. 市役所・警察・消防署からのメール配信

1. 市役所からの情報(11/15～12/11)
 - ① 11月14日 電話de詐欺に対する注意喚起について（11/14,17,18,22,12/01,02,09）
 - ② 11月14日 11/23 養老溪谷ファミリーハイキング開催の案内・・11/22天候不順で中止
 - ③ 11月15日 11/15～2/15狩猟期間(目立つ服装&携帯ラジオで音を出すなど安全対策を)
 - ④ 11月15日 不審者情報(ちはら台南)
 - ⑤ 11月17日 イノシシの出没(瀬文)
 - ⑥ 11月18日 いちはらクオードの森で11/19～12/27 17時～20時イルミネーション点灯
 - ⑦ 11月18日 いちはら歴史博物館が11/20に開館の案内
 - ⑧ 11月20日 午前9時から市原市総合防災訓練の実施案内
 - ⑨ 11月27日 姉崎門前市の開催案内 11/27 9時～15時
 - ⑩ 11月28日 2022五井大市が梨ノ木公園周辺特設会場で12/3（土）と4（日）開催
 - ⑪ 11月30日 姉崎スケート場の営業開始日を延期 12/1を12/8に
 - ⑫ 12月01日 広報いはら12月号を発行
 - ⑬ 12月01日 フレイル予防講演会の開催 2月1日14時～16時 市民会館
 - ⑭ 12月02日 千葉県オンライン診療センターの開設と抗原定性検査キット配布について
 - ⑮ 12月05日 新型コロナワクチン接種の早期接種のお願い
 - ⑯ 12月06日 風しんの第5期の定期接種（未実施の方へ）のお知らせ
 - ⑰ 12月07日 性的少数者（LGBT）に関する市民アンケートへの協力要請
 - ⑱ 12月09日 福増クリーンセンターへのごみの搬入臨時搬入路を設けています
 - ⑲ 12月09日 マイナンバーカード出張申請サポートの予定（12/15有秋公民館ほか）

2. 警察からの情報(10/16～10/31) 合計 58件
- ① 自転車盗 15件、自動車盗 . . 2件、オートバイ盗 . . 0件
 - ② 住居侵入&空巣 . . 9件 ④ 器物損壊 5件
 - ③ 万引き・置引き . . 10件 ⑤ 車上ねらい 3件

Ⅲ. 転入・転出 (11月末現在)

	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	月末の会員数
転入					1,194
転出		1			

Ⅳ. 12月11日～1月09日の自治会・関係団体の行事関係

1. 12月11日(日) 二十歳の集い実行委員会(有秋公民館研修室) ..星野出席
2. 12月14日(水) 有秋地区防災計画策定委員会 役員会(有秋公民館研修室) ..星野出席
3. 12月19日(月) 市連合会SDGs 第4回部会(国分寺公民館) ..星野出席
4. 12月20日(火) 有秋南小学校区安全安心NW推進会議(桜台) ..星野、中嶋副会長出席
5. 12月24日(土) 有秋地区防災計画策定委員会 役員会(有秋支所) ..星野出席
6. 12月25日(日) 有秋地区連合会SDGs 講習会(有秋公民館) ..星野出席
7. 01月08日(土) 有秋地区二十歳の集い(有秋公民館体育室) ..星野出席

Ⅴ. 審議<決議、検討・確認>事項

1. 自治会館の年末大掃除について (詳細は先月の役員会資料参照)
12月25日(日) 9時30分～11時30分
2. 次年度計画のスケジュールフォローについて
 - ① 専門部活動の反省と次年度への要望などについて
 - ② 次年度活動方針の作成に向けて(改善課題一覧表を配布)
3. 令和5年度役員改選の候補者募集について(回覧の予定)
4. 市道1321号線舗装修繕工事の実施(回覧の手配済)
千葉銀行ATM～自治会館前の区間を12月中旬から舗装修繕工事が実施されます
5. 会則改正(案)について . . . 前月に配布した(案)について審議を行う
6. 役員業務マニュアル(案)について
7. 市防災訓練マニュアル(案)について
8. 桜台自治会改革プロジェクト報告について
9. イベント企画についてアンケートの実施について

次回の開催予定日 01月09日(月) 10時より

令和3年12月度 常務役員会 (12月18日)

「確認 & 審議事項」

1. 社会福祉協議会主催の福祉バザー中止に変わる「歳末助け合い募金」を11/15 ￥165,250 アネッサに届けた。
2. 会員の皆様からの「赤い羽根募金」を12/05 ￥203,450 有秋支所に届けた。
3. 12/25 9時30分～11時30分 自治会館の年末大掃除への協力要請について
4. 市道1321号線舗装修繕工事の実施 (回覧の手配済)
千葉銀行ATM～自治会館前の区間を12月中旬から舗装修繕工事が実施されます
5. 2丁目の悪臭問題への対応について (別紙参照)
6. 専門部活動反省と次年度への反映について
7. 令和5年度役員改選の候補者募集 (回覧の予定) 及び、決定について
 - ① 12月12日 (月) 付の自治会回覧で立候補 (または推薦) の受付開始を周知する
 - ② 受付期間を1月10日 (火) ～1月27日 (金) とします・・・1月27日受付の締切
 - ③ 会長候補は2月12日 (日) の本部役員会で選出投票又は信任投票により会長候補者を選出し、次期総会で決定する
 - ④ 副会長及び地区長は、地区毎に立候補者 (または推薦者) の中から2月08日 (水) までに地区役員会を開催し決定報告する
 - ⑤ 会計監査員は、地区毎に立候補者 (または推薦者) の中から2月08日 (水) までに、決定し、次期総会で決定する
- *ただし、会計監査員のうち、^{1丁目}2丁目・3丁目・4丁目は改選期ですが、~~1丁目は昨年交代した~~ので、今回の交代対象から外します
8. 桜台自治会改革プロジェクト報告について
9. 総会までのスケジュールについて & 議案の検討について

次回の開催予定日 01月 日 () 8時30分より

なお、次回も8時15分に集合して会場の設営を常務役員の協力のうえ行う。

桜台自治会改善課題一覧表

担当 副会長	NO	改善分野	NO	改善課題		改善方向	重要度(大中小)			優先度 ABC	改善案の有無	
							切実度	効果	実現性			
総務担当 副会長	1	自治会活動全般	1	会員に必要とされる回覧板を目指して	1	不要な回覧物はないか					SKPで改善案提案	
					2	回覧作業の省力化(回覧回数、受取日、理事班分別作業)					SKPで改善案提案	
					3	HPで読んでいるから回覧を望まない人の対応					SKPで改善案提案	
					4	回覧作業が困難な人が多くなった時、回覧板を止め、広報誌のポスティング					SKPで改善案提案	
					5	会員のためになる情報満載の回覧板を目指して内容の充実						
					6	回覧板に代わる情報手段として積極的にSNSの活用						
			2	手のかからない自治会活動を目指して	1	専門部活動の見直し、無理のない必要最小限の活動						
			2	会員入会率90%以上をキープ	1	脱会者を増やさないための対策						
					2	脱会者の再入会の促進						
					3	会費が高いと感じさせない会員の期待に応える自治会活動の追及						
				3	これからの広報活動	1	桜台だより、桜台ニュースの見直し					
						2	自治会活動を知っていただくための工夫と広報活動の見直し					
				4	役員報酬制度		①現体制では無償奉仕で可					SKPは無報酬で結論
		2	専門部活動	1	無理のない必要最小限の活動を目指して	1	専門部活動の見直し					

担当 副会長	NO	改善分野	NO	改善課題	改善方向	重要度(大中小)			優先度 ABC	改善案の有無
						切実度	効果	実現性		
					2 専門部活動マニュアル作成					
					3 班長配属なしの専門部活動の検討					
					4 専門部の統合と活動の縮小見直し					
	3	市の行事 参加	1	市民体育祭参加	1 新しい参加の在り方検討					
防災担当 副会長	1	防災	1	発災後3日間生き延び るための対応	1 避難行動時要支援者リストの活用					安否確認シートで代 用
					2 桜台自治会自主防災会規約の改正					
					3 防災マニュアルの改正					
					4 班長に代わり班に一人防災担当者を選 任					
	2	防犯	1	空き巣被害ゼロを目指 して	1 地域防犯カメラの設置					
					2 集団的防犯力の強化対策(門灯点灯、 挨拶活動、各自の防犯カメラ等防犯対 策強化)					
			2	詐欺被害防止の取り 組み	1 詐欺被害者にならないための活動					
					2 リフォーム等で騙されない対策					
			3	子供の見守り強化	1 地域で子供を守る活動					
	3	生活環境	1	緑豊かで住みやすい 住環境を目指して	1 空家空き地の放置防止対策					
					2 はみだし樹木の手入れ対策					
					3 歩道脇や植樹樹の雑草対策					
					4 歩道の段差対策					
			2	公園愛護活動への対 応	1 会員の高齢化で公園清掃の返上					

担当 副会長	NO	改善分野	NO	改善課題	改善方向	重要度(大中小)			優先度 ABC	改善案の有無	
						切実度	効果	実現性			
					2	ボランティアによる清掃活動、市からの補助金はボランティアに分配					
					3	清掃方法の見直しとマニュアル作成					
			3	自治会未加入者、貸家入居者等自治会の対応	1	自治会未加入者、貸家入居者等への自治会の関与の方向付け					
			4	交通事故防止	1	夜間路上駐車問題の対応					
					2	交通標識の劣化対応					
					3	樹木に隠れた交通標識の対応					
			5	ごみステーションの管理	1	施設の劣化、損傷のための長期補修計画					
					2	正しいごみ出し啓蒙活動					
	4	支え合い 助け合い	1	買い物難民	1	食料宅配支援					
					2	買い出し支援					
			2	お助けマン互助会、花ボラ、婦人会等ボランティア活動	1	自治会としての積極的支援					
			3	見守りにSNS等の活用	1	スマホの高齢者普及活動					
			4	高齢者支援	1	自治会としての高齢者支援の在り方検討					
			5	困りごと相談	1	自治会の困りごと相談所の開設検討					
企画担当 副会長	1	イベント	1	住民の希望に沿ったイベントを目指して	1	夏祭りの見直し					SKPで改善案提案
					2	フェスティバルの見直し					SKPで改善案提案
	2	ふるさと創 生活動	1	"ふるさと"とは	1	桜台をふるさとにする活動の検討					

担当 副会長	NO	改善分野	NO	改善課題	改善方向	重要度(大中小)			優先度 ABC	改善案の有無
						切実度	効果	実現性		
	3	青年部	1	若い世代の自治会参加のために	1 青年部の在り方検討					
					2 次世代自治会を背負う人材の育成					
	4	子供会活動	1	元気で思いやりのある子供を育成するために	1 子供会の発足					
					2 思い出に残る年間行事の企画					
					①新入生歓迎、卒業生送迎楽しみ会					
					②中央公園で夏休みキャンプ					
					③クリスマスと餅つき					
会計担当 副会長	1	会則等規程類		会則、規約、規程、基準、マニュアルの見直し	1 会則改正プロジェクトで実行済					次回定期総会に提出予定
	2	自治会組織		役員輪番制の崩壊の兆し監視と対応	1 常務役員会が監視					
	3	役員業務		役員に負担にならない自治会活動を目指して(何歳になってもできる班長業務)	1 自治会改善ボランティア					SKPで改善案提案
					2 専門事務員採用					SKPで改善案提案
					3 班長の集金業務の中止					SKPで改善案提案
	4	役員選任	1	役員輪番制が崩壊したら、これに代わる役員選出制度	1 役員選任方法の見直し					
					2 理事班長辞退の要件整備					現会則通りで問題なし
					3 役員ボランティア制度の検討					
	5	会費	1	会費滞納者ゼロを目指して	1 長期会費滞納者の対応					

担当 副会長	NO	改善分野	NO	改善課題		改善方向	重要度(大中小)			優先度 ABC	改善案の有無
							切実度	効果	実現性		
			2	自治会未加入者に共 益費請求	1	共益費導入調査					
	6	経費削減	1	無駄のない自治会運 営	1	経費削減ポイントの討議					
					2	経費削減計画					

令和4年10月31日

桜台自治会役員業務マニュアル(案)

会長	副会長	作成

1. はじめに

本マニュアルは、会則や規程類に基づいて、会長、副会長、地区長、理事、班長の自治会役員の業務内容についてまとめたもので、業務を円滑に進めるために、また業務の引き継ぎ等に活用するものとする。

2. 会長

2.1 会則等に準拠

会則の規定に準拠し、必要に応じて規程類(規程、マニュアル等)を作成し以下の業務を行う。

2.2 自治会を代表し、自治会運営を行う。

- (1) 定期総会、本部役員会の承認に基づき、自治会運営を統括するための業務を行う。
 - ① 会則や規程類に基づいて自治会業務が行われるようにする。
 - ② 執行最高決議機関である本部役員会の決定事項を確実に実行する。
 - ③ 自治会活動が会員の意見を反映して活発に行われるようにする。
 - ④ 計画に基づき予算管理が確実に行われていることを確認する。
 - ⑤ 会員加入率を維持するための方策を実施する。
- (2) 会長が諸事情により任務の遂行ができない場合は、副会長が代行する。会長が代行者を指名する。
- (3) 銀行等金融機関に対する代表として預金管理を行う。
- (4) 自治会活動と会則等規程類の間に齟齬が生じた場合は、改正を行うように担当副会長に指示する。
- (5) 高齢化等の大きな問題が確認された場合はプロジェクト等の発足を指示する。

2.3 自治会の代表者として、必要な渉外事項に携わる。

- (1) 市役所をはじめとする公的機関との折衝に関すること
- (2) 自治会関連団体の活動への参加、会議出席

- ① 市・町会長連合会(評議員)
- ② 有秋南小学校安心安全 NW 推進会(副会長、安全部長)
- ③ 有秋地区町会長連合会、役員会、部会(副会長、環境部会)
- ④ 有秋地区社会福祉協議会(理事)
- ⑤ 有秋公民館役員会(指定管理者運営委員会理事)
- ⑥ 明るい選挙推進協議会委員及び選挙投票立会人
- ⑦ 有秋地区社会体育振興会(代議員)
- ⑧ 有秋地区二十歳の集い実行委員会(副委員長)

- (3) 会長は多忙につき、関係団体の会議等への出席は、副会長の代行でもいと
する。
- (4) 地域の防災、環境、福祉等の問題に関する意見の集約と関係先との折衝

2.4 定期総会、臨時総会の招集

- (1) 総務担当副会長に招集手続き等指示
- (2) 次年度活動基本方針の策定等を含む総会議案書の作成指示
- (3) 総会議案書作成スケジュール確認

2.5 本部役員会、常務役員会および班長会を主催する。

- (1) 上記会議の議長をする。
- (2) 会議が円滑に行われるように担当に指示して準備する。
- (3) 議事録の確認を行う。

2.6 次期会長選出の手続きを行う。

- (1) 会則の定めるところに依り、次期会長選出の手続きを行う。
- (2) 会長候補及び推薦候補受付の告示を確実に行う。
- (3) 会長候補者がいなかった場合は、責任を持って推薦候補の説得を行う。

2.7 4つの町内自主防災会の活動を統率し、桜台全体の防災活動を指揮する。

- (1) 住民の緊急時避難行動が円滑に行われるようにする。
- (2) 災害時、報告連絡指示ができるように情報システムを確立する。
- (3) 災害発生後3日間の食料等備蓄に関する自助を推進する。
- (4) 自治会の防災組織が、実際の災害においても機能するように図り、規約、マニュアル等の整備・訓練を実施する。

2.8 自治会が管理する共用施設の管理を推進する。

- (1) 自治会館はじめ自治会が所有する共用施設の管理者として、共用施設管理規程に基づき施設の維持管理を推進する。
- (2) 建物等構造物の管理のために施設管理者を選任し、維持管理に当らせる。
- (3) 会員の施設の利用や整理、整頓、清掃等の維持管理、防火、防犯等のために事務員、日直者を採用し管理させる。

2.9 事務局の運営について統括する。

- (1) 事務局の運営については、事務規程を整備し業務マニュアルに基づいて、円滑かつ簡素効率的に推進させる。
- (2) 事務員、日直者の採用、勤務等契約を行う。
- (3) 事務員、日直者からの提案や申し出について受付、問題解決を図る。

2.10 その他

- (1) 次期役員を選出について、会則に基づいてスケジュールを定め、円滑にかつ公正に推進するように担当副会長に指示する。

3. 副会長

3.1 規程類の整備

会則等の規定に準拠した規程類(規程、マニュアル等)の整備を行う。

3.2 会長の補佐、代行

- (1) 会長を補佐し、都合により会長が任務を遂行できない場合は、その任務を代行する。都度、代行者は会長が指名する。
- (2) 会議以外にも、事務局を訪問し自治会情報を確認し、必要に応じて会長との報告、連絡、相談を大事にする。

3.3 常務役員会における改善活動の推進

- (1) 自治会運営のマネジメントをする常務役員会をリードする。
- (2) 自治会運営の企画・立案を行い、改善活動を推進する。
- (3) 自治会が抱える問題や改善すべき課題を調査し、一覧表として保有したうえで、緊急性、難易度、影響度、実現性、効果等の重要度評価を行い、課題解決を年度計画に上げる。
- (4) 各副会長は、担当する任務に応じて解決すべき課題を、以下の分野に振り分け、改善課題の発掘と整理、常務役員会審議準備、審議結果のまとめ、本部役員会への発議の準備を行う。
 - ① (総務担当副会長): 自治会活動全般、会議運営、広報、会員情報管理、

施設管理、事務、

- ② (防災担当副会長): 防災、防犯、生活環境、支え合い助け合い
- ③ (イベント企画副会長): 自治会運営の企画・改善、イベント、専門部活動、ふるさと創生、青年部・子供会の創設
- ④ (会計担当副会長): 会計、予算管理、規程基準、資産管理、

3.4 副会長の担当別業務

(1) 総務担当副会長

- ① 定期総会及び臨時総会の議案書を作成する。
- ② 次年度役員選任のために選任作業が円滑かつ公正に行われるように、その活動を指揮する。
- ③ 本部役員会、常務役員会の会議資料の準備及び議事録の作成を行う。
- ④ 桜台ニュース、桜台だより、本部役員会議事録、各種連絡文書等の桜台自治会の広報活動がうまくいくように図る。
- ⑤ 事務員に会員名簿を作成させ、自治会活動に反映できる精度を維持する。
- ⑥ 共用施設管理については「共用施設管理規程」に定めるように、会長の共用施設管理者の代理者として、機能的に管理運営されるように会長を補佐する。
- ⑦ 自治会が保有する文書データ、電子データについては「文書管理規程」の改正を所管し、保管分類表、保管アドレス変更の承認、年一回の文書及びデータの棚卸を指揮する。
- ⑧ 福祉部のアドバイザーを行う。

(2) 企画担当副会長

- ① 自治会運営の企画立案を行う。
- ② 自治会が抱えている解決すべき課題を「改善課題一覧表」にまとめ維持管理する。
- ③ 次年度取り組むべき課題を年度方針に盛り組むために常務役員会で審議する。
- ④ 自治会運営の問題点を探り、改善のためのプロジェクト結成等の企画を立案する。
- ⑤ 桜台地域の置かれている状況の確認のために、調査、アンケートを実施し現状を把握し、問題がある場合対応を立案する。
- ⑥ 専門部活動を総括するために年度活動報告書を取りまとめ、専門部活動の見直しや改善を指揮する。

- ⑦ 年間活動計画および活動スケジュール作成する。
 - a. 年度活動の基本方針を作成する。
 - b. 年度活動重点方針を作成する
 - c. 年度専門部活動方針を作成する。
- ⑧ 年度活動開始から、自治会活動の総括、次年度定期総会議案書作成、定期総会を経て、新年度専門部活動計画作成までのスケジュール表を作成し、作業が計画的に、円滑に行われるように指揮する。
- ⑨ イベント企画部のアドバイザーを行う。

(3) 会計担当副会長

- ① 年度予算の作成と決算を行う。
- ② 事務員を指揮し日常の入出金管理を行う。
- ③ 自治会費の徴収、未納者の管理を行う。
- ④ 物品の購入、請負契約および保険契約等に関する業務を行う。
- ⑤ 会則や規程類の改正業務を行う。
- ⑥ 事務員を指揮して器具備品の棚卸等管理を行う。

(4) 防災防犯担当副会長

- ① 自主防災会の活動で会長を補佐する
- ② 自主防災規約、防災マニュアル等の規程類の改正を行う。
- ③ 災害時の防災活動について広く情報を集め、現実的、実際的な活動ができるように検討する。
- ④ 地区の集団的防犯力を高める活動を推進する。
- ⑤ 防災部のアドバイザーを行う。

4. 地区長

- (1) 担当地区の会員を代表し、地区の問題や苦情等の会員の意見を吸い上げ、問題等解決のために自治会として対応を行う。
- (2) 地区内の会員の転入転出等動向を把握して、区及び班の区分を適正にする。
- (3) 脱会者や役員の辞退、回覧物停止等の問題について把握し、役員輪番制の崩壊の兆しを見逃さないようにする。
- (4) 転入者への自治会入会の勧めとごみステーションの利用に関する指導を行う。
- (5) 地区内のごみステーションの管理レベルの向上に努める。
- (6) 地区内ごみステーションの修理については、利用者と一緒に修理を行

- う。大きな補修については外注で行うとして、計画的に修理を行う。
- (7) 防犯灯の状態の確認と防災倉庫等の防災設備の管理を行う。
 - (8) 自治会費の滞納分徴収を行う。
 - (9) 地区役員会を主催する。
 - (10) 本部役員会、常務役員会の構成員となり、自治会運営に参加する。
 - (11) 地区の理事、班長選任について協力する。
 - (12) 地区選出の次期地区長、副会長及び会計監査員の選出手続きを行う。
 - (13) 町内自主防災会の会長として災害時の活動を指揮する。
 - (14) 専門部のアドバイザーを行う。
 - 1区地区長:文化体育部
 - 2区地区長:生活環境部
 - 3区地区長:広報部
 - 4区地区長:防犯部

5. 理事

- (1) 区内班長の取りまとめ及び支援
 - ① 区班内に発生した騒音、樹木のはみ出し、ごみ出し、駐車違反、班長辞退等の問題に対して、班長の要請で班長とともに対応する。必要に応じて地区長の応援を要請する。
 - ② 班長がいろいろな理由で業務ができない場合は、班長を支援または班長に代わって業務を行う。
- (2) 連絡事項、回覧及び配布資料の区内班長への伝達・配布
 - ① 自治会事務局から発行される各種文書・資料の配布や回覧物を自治会館に取りに行き、それを班長に分配する。
 - ② 自治会事務局から発行される各種文書・資料の配布や回覧物を、班別に分類する。
 - ③ 自治会から電話で緊急連絡または指示があった場合は、口頭または電話で班長に連絡または支持する。緊急連絡網は事前に用意しておく。
- (3) 本部役員会の構成員となり、自治会運営に参加する。
 - ① 月一回開かれる本部役員会に出席する。
 - ② 本部役員会では積極的に発言を行う。
- (4) 専門部の部長または副部長に就任する等、専門部活動を推進する。
 - ① 専門部をリードする。

② 専門部活動の詳細については、「専門部活動マニュアル」による。

(5) その他、区内運営に必要な事項

① 中央公園清掃の指揮をする。

- a. 事前に清掃範囲を決め、区内に連絡する。
- b. 連絡は、清掃日時、清掃範囲、清掃方法、用意する清掃用具、暑さ対策等
- c. ゴミ袋を事前に事務局から受け取り、出たごみ袋の数を事務局に連絡し、市に取りに来てもらう連絡を依頼する。
- d. 清掃ノートに記録を残す。清掃の内容、参加者、ごみの量、その他感想や要望

③ 転入者に対する対応

区内に転入者があった場合は、地区長と一緒に自宅を訪問し、自治会への入会を進めるとともに、ごみ出し等のルールの説明をする。

6. 班長

(1) 連絡事項、回覧および配布資料の班内会員への伝達配布

- ① 配布物、回覧文書を回覧板に挟み、回覧順序と確認日を示す表紙をつけて回覧に出す。
- ② 帰ってきた回覧板を確認し、回覧が遅い場合は確認日を確認し対応する。
- ③ 回覧物は会員からの問い合わせのために1年間保管する。

(2) 各種募金の集金

- ① 自治会からの募金、集金依頼文書を回覧し、募金金額に氏名と金額を記入してもらう。
- ② 後日、募金者宅を訪問し金額を受け取り、領収書を発行する。領収書は2枚つづりで1枚は募金者に、もう一枚は自治会事務局に募金と一緒に届ける。
- ③ 募金を事務局に届けた際には事務局から領収書を頂き、班ノートに張り付けて置き、募金が確実に事務局に届いていることの証とする。

(3) 地区役員会の構成員となり、自治会運営に参加する。

- ① 年1回以上開かれる会長主催の地区役員会に班代表として出席する。

(4) 専門部の部員となり専門部活動に参加する。

専門部活動の詳細は「専門部活動マニュアル」による。

相当な理由により専門部活動ができない場合は、その理由を専門部内で説明し部員の了解を得る。ただし専門部配属はそのままとする。

- (5) 公園または道路の清掃の指揮
 - ① 事前に清掃範囲を決め、班内に連絡する。
 - ② 連絡は、清掃日時、清掃範囲、清掃方法、用意する清掃用具、暑さ対策等
 - ③ ゴミ袋を事前に事務局から受け取り、出たゴミ袋の数を事務局に連絡し、市に取りに来てもらう連絡を依頼する。
 - ④ 清掃ノートに記録を残す。清掃の内容、参加者、ごみの量、その他感想や要望

- (6) 班内会員の転入・転出に伴う入会・退会に関する支援及び自治会事務所への連絡

- (7) 班内会員に第 28 条(見舞金及び弔慰金)に該当する事態が生じたことを知り得た場合の自治会事務所に連絡する。
 - ① 見舞金、弔慰金は以下の場合に自治会から出される。
 - a. 火災
 - b. 会員及び同居する家族の死亡
 - c. 自治会の業務に従事しまたは参加し事故にあった場合
 - d. その他本部役員会で必要と認めた場合
 - ② 対象となる会員
死亡の場合は、会員世帯の構成員とし、2 世代住宅の住民も対象とする。

- (8) その他班内の運営に必要な事項
 - ① 樹木管理や騒音、駐車違反、ごみ出し等で班内に問題が生じた場合は、区の理事と一緒にして対応する。
 - ② 班内に防犯灯の光が届かないところがあったら、また故障しているところがあったら、理事に連絡し対応してもらう。
 - ③ 班内に生活支援が必要な人がいたら理事に連絡し対応を取ってもらう。

以上

令和4年11月21日

総合防災訓練マニュアル(案)

桜台自治会

会長	防災担当 副会長	作成

1. はじめに

本マニュアルは、市原市総合防災訓練時における桜台自治会の防災訓練の実施方法について、防災無線からの発災通報から1時(いつとき)避難所集合を経て、有秋南小学校に開設する避難所移動までの行動について説明したものである。

本マニュアルを参考にして訓練を進める。

2. 防災訓練の目的

以下の行動の手順を理解する。

- (1) 地震発災時の揺れが発生した段階において、また揺れが収まった段階で確実に初期行動が取れること。
- (2) 各自は自宅の被災状況(人身傷害、建物の損壊等)の把握を行い、安全を確認した後、一時避難所に集合する。
- (3) 一時避難所では、各班の被災状況を確認し、被災データを集計する。
- (4) 避難必要者を避難所に誘導し、本部に被災状況を報告する。

3. 地震発生時の災害想定

市原市の防災訓練は以下の災害想定に基づいて行われている。

(平成29年度、市原市防災アセスメント調査、防災カルテより)

- (1) 千葉県北西部直下地震 マグニチュード 7.3
- (2) 震度:最大6強、市原市では6弱が最大、5強がほとんど
- (3) 気象状況:冬18時発災、風速8m
- (4) 有秋地区の被害:全壊 55 半壊349 (耐震化率50%以上)、死者1名、重傷2名、軽傷4名
- (5) 停電発生、1週間後供給率50%、完全復旧は1か月
- (6) 上水道停止42%、完全復旧は1か月後
- (7) 有秋台地区では、住居が損壊し入居困難な避難者数、1日後280人、1週間後1650人

4. 避難の基本的考え方

- (1)地震の揺れが収まり、各自被害状況を調査し安全を確認できた世帯では、同居者のうち1名が1時(いつとき)避難所に駆け付け被害状況を報告する。
- (2)全壊、半壊の被害を受けた世帯は、自力脱出後全員1時避難所に集合する。
- (3)1時避難所に集合の際は、防寒対策をして集合。
- (4)1時避難所で状況把握、安全確認が終了次第、自宅が住める状態の人は自宅避難とし、住めない人は避難所に移動する。
- (5)被害が大きく避難所へ行くことを希望する人は、1日分の水、薬、食料を持参する。

5. 1時避難所の開設と対応

- (1)防災無線が発災を伝え、避難指示が出た場合は、地区長(3丁目1, 2区は副会長)は地区の公園に1次避難所を開設する。地区長が不在の時は地区の理事が行う。
- (2)1時避難所は以下の通り。
 - 1丁目:中央公園
 - 2丁目:わんぱく公園
 - 3丁目:1・2区:中央グラウンド、3・4区:ちびっこ公園
 - 4丁目:なかよし公園
- (3)理事は発災後、自宅の安全確認が終了後ただちに、1時避難所に集合する。
- (4)開設のための資機材(避難所の位置を示す旗、ハンドスピーカー・電池(電池は常時は外している)、安否確認シート、班別表示のあるバインダー等)は防災倉庫に準備している。
- (5)防災倉庫の鍵は地区長(3丁目中央グラウンド防災倉庫は副会長)が保管しているが、地区長不在の時は自治会館に予備を取りに行く。発災後は事務員が自治会館で待機している。
- (6)開設後、地区の住民が避難してくるが、班別に整列させる。自治会員外の人の避難も認める。
- (7)班長が班の安全確認後、1次避難所に来て班の状況報告を行う。
 - ① 班内の建物の被害状況(被害が大きい家屋数)
 - ② 無事ですタオルの数
 - ③ 自力脱出困難者の数
- (8)地区の被害状況、安全確認終了後、自宅が住めないぐらいの被害を受けた人を連れて、有秋南小学校避難所に移動する。
- (9)被害が小さく住める家屋が残っている人は自宅避難とし、防災無線の連絡や指示に従って行動するように要請する

6. 具体的防災訓練

以下の発災時必要な行動から防災訓練で行う訓練を模擬で実施する。

6.1 発災後の初期行動訓練

- (1)発災直後、直火を消す。ガスは自動で切断。
- (2)出口、逃げ道の確保

- (3) 揺れが続いている間の自分の身の完全確保
- (4) 家族の安否確認
- (5) 家屋の被害状況の確認
- (6) 電気のブレーカーは切っておく。

6.2 1時避難訓練と安否確認

- (1) 避難前に“無事ですタオル”を玄関先に掲示する。
- (2) 戸締りをし、発災時の気象に合わせて、防雨、防寒対策をして、1時避難所に集合する。
非常持ち出しや備蓄品等はそのままとし、後日利用する。

各地区の1時避難所の集合場所は以下の通り

- ① 1丁目:中央公園
- ② 2丁目:わんぱく公園
- ③ 3丁目:1区、2区は中央公園グラウンド、3区、4区がちびっこ公園
- ④ 4丁目:なかよし公園

- (3) 家屋に被害が少なく住める場合は、家族を代表して1名、1次避難所に集合する。
- (4) 住めないほど被害を受けた人は、1日分の水、薬、食料を持参して集合する。
- (5) 班長は、自宅や家族の安全確認後、班を回って班内の状況確認を行う。
 - ① 班内の建物の被害状況(被害が大きい家屋数)
 - ② 無事ですタオルの数
 - ③ 自力脱出困難者の数

- (6) 班長は1時避難所到着後、班別に整列した人数を確認後、上記6.2(5)の他、1時避難所集合人数等地区長に報告をする。
- (7) 班長は地区長に安否確認シートを頂き、集合した班員と一緒に、班員の安否確認を行い、安否確認シートに記入し、理事に提出する。
- (8) 理事は安否確認シートの確認を行い、1時避難所で収集した緊急情報をまとめる。
 - ① 自力脱出困難者の有無と数
 - ② 安否確認ができていない人
 - ③ 甚大な被害を受けた家屋
 - ④ 避難所に移動が必要な人

6.3 避難所へ移動

地区長は被災状況情報や安全確認情報をもって、避難が必要な人を連れて有秋南小学校の避難所に移動する。

以上

令和4年(2022年)11月30日

桜台改革プロジェクト報告書

桜台自治会改革プロジェクト

1. はじめに

令和2年、3年に実施したアンケートで、高齢化率(65歳以上の人口の比率)が50%を超えた桜台自治会の課題が浮き彫りになり、その対応のために令和3年(2021年)11月に、桜台自治会改革プロジェクト(以後 SKP という)を結成し検討を進めてきた。

全国では、過疎化が進んだ地区だけではなく、都市化の進行で近隣関係が気薄になった地区や昭和40年代に団塊の世代が一度に移り住んだ都市圏の大規模団地で、近年、自治会の会員数の減少、自治会活動の停滞等が大きな問題になっており、最悪のケースでは解散に至った自治会が出てきている。一般的には会員率70%で自治会活動は停滞し、50%で解散の危機に陥ると言われている。

幸いなことに桜台自治会は会員率95%で現在は大きな問題になっていないが、今後更なる高齢化の進展とともに、自治会活動の停滞につながる会員率の低下が心配されている。

SKP では改善すべき課題を明らかにしたうえで、桜台自治会が取るべき対応を以下のように提案する。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトメンバー

会長、副会長、地区長の各常務役員をベースに、公募に応じてくれた会員で構成した。

- ① 令和3年度: 常務役員(星野会長、中嶋, 玉川, 桐田, 荒牧各副会長、高橋, 園, 安藤, 島本各地区長)、2丁目坂本氏、3丁目笹野氏、西山氏 計12名
- ② 令和4年度: 常務役員(星野会長、中嶋, 玉川, 桐田, 荒牧各副会長、高橋, 片桐, 藤田, 中村各地区長)、2丁目坂本氏、園氏、3丁目笹野氏、西山氏、計12名

(2) プロジェクト期間

2021年(令和3年)11月～2022年(令和4年)11月

3. 桜台自治会のめざすところ

同じ地域に住み利害を共有する、すなわち地縁による限られた関係において、地域の利便性、快適性、安全性等を高めるために、地域の問題を取り上げ議論して、より多くの住民が満足できるものにするように、ボランティア精神を発揮して協力し合うことで、地域共同管理の機能を果たすことである。

会員の高齢化で生じたいろいろな課題がある中で、今後さらに安全で安心な住環境を維持し、ともにふれあい、支え合い、助け合う地域社会を実現するためには、自治会活動を負担と

思わないような、誰でも参加したい持続可能な自治会活動をめざす必要がある。

そのためには、普段から、地域の中で、地道な活動や対話を通して交流を重ねて、相互の信頼関係を構築し、いざと云うときに「共助」の力を発揮出来るようにしなければならない。

自治会活動の経験は、隣にいる人が「赤の他人」ではなく、「遠くの親戚」以上に頼りがいのある人であることを知ることで、他者や公共に関心をもつ第一歩となり、自治会は無くてはならない存在にとして認識されることになる。

高齢化が進む桜台自治会においては、“会員の自治会への更なる理解と協力のもとに、元気な人がその人の出来る範囲で活動し、高齢のため役員活動を辞退せざるを得ない人を支え合い助け合っていく”ことを、これからの自治会活動の基本とする。

4. 改革プロジェクト報告書の要約

(1) 桜台自治会の高齢化への基本対応

SKP は結成以来わずか1年のプロジェクトであったが、桜台自治会が抱える問題点について、いろいろな角度から議論を展開してきた。

自治会加入率95%を誇る桜台自治会は、自治会活動に理解があり協力的な会員に支えられ、他の地域の模範となるような活動を展開してきた。

このような協力的な会員に支えられている桜台自治会は高齢化が進んだとはいえ、正しい現状認識のもとに改善を進めれば、悲観的になる必要はなく今後も自治会活動は持続可能であると、SKP では考えた。

すなわち、会員の高齢化を怖がるのではなく、“高齢化で生じる問題を継続的に監視し改善につなげていく”ことで、自治会活動の停滞を避け地域共同管理の機能を維持できると考えた。

(2) 改善課題の取り扱い

SKPではまず高齢化等で生じる問題を列挙し、“改善課題一覧表”を作成した。今すぐ対応が必要な緊急課題はなく、年度活動方針策定の過程でこれら課題の優先度を評価し、検討課題を絞って年度活動方針に上げ、検討を進めていくことで、高齢化等に起因する問題の対応は可能であると判断した。

(3) 役員輪番制の評価

高齢化による一部の理事、班長の辞退はあるものの、“役員輪番制は機能しており”ここ3～5年では班長周期が5年以下にはならないと判断した。5年以下になった場合は、班統合等に対応することにした。

輪番制に代わる理事、班長選任方法は見つからなかった。

(4) 常務役員の引き受け手不足

会長、副会長、地区長の常務役員の引き受け手不足の問題に対しては、常務役員の業務を明確にしたうえで、業務のマニュアル化、簡素化、削減を図り、引き受けやすい環境を

作ることが必要と考えた。

また、常務役員は地区の代表として自治会を引っ張っていく人であり、その候補者には日頃から自治会活動に関心を持ってもらうことが必要である。そのためには、自治会全体で次の常務役員選任のための活動を日頃から展開することが重要である。そのために「常務役員選出のための行動スケジュール表」を作成し、毎月本部役員会でフォローすることにした。

自治会活動やいろいろなチャンネルで人を知り、コミュニケーションを図り、信頼関係を醸成することが役員人選のスタートであり、日常的に役員全員が意識して取り組むことにした。

(5) 常務役員会の機能強化と問題点

自治会運営において課題解決を進めるためには、“常務役員会の機能を強化する”ことが必要と考えた。

現会則では“常務役員会は議事録もいらない本部役員会の補助機関”と規定されているが、“自治会運営の中心的な存在”として、企画、課題解決の提案をする会議にしていかなければならない。常務役員会の進め方を見直し、改善活動を推進する中心的機関にし、議事録も作成することにした。会則の改正が必要になる。

常務役員会の機能強化で、改善すべき課題の検討業務が増え、常務役員の業務負担の増大は常務役員の引き受け手不足を増長する可能性があるが、次項でその解決案のひとつを提案する。

(6) 自治会改善ボランティア

今後増えると予想される常務役員の改善検討業務を低減するために、自治会改善に熱意を持っている人を対象に公募する“自治会改善ボランティア”を数名配置し、自治会改善活動を支援していく体制を作ることで、高齢化が進む桜台自治会の課題解決を促進する仕組みを構築する”ことを提案する。

自治会改善ボランティアは、会則の第29条(顧問)に規定する顧問に相当するものし、業務範囲及び期間を明確にし、本部役員会の審議議決を経て会長から委嘱するものとする。

(7) 専門事務員の配置

もし最悪のケースで、近い将来高齢化で理事班長業務ができない人が増え、常務役員の引き受け手がなく選任ができない事態が生じた場合の対応として、役員業務の徹底的な削減は当然のこととして、“副会長、地区長、理事、班長、専門部等の負担の大きい業務を代行する専門事務員の配置”を提案する。

専門事務員はマンション等の管理組合的発想で、“常務役員、本部役員は最終的には会議の出席だけで、現在の役員業務はほとんどすべて専門事務員が代行する”ものとする。

定期総会議案書作成、会計監査資料作成、本部役員会・常務役員会等の議事録作成、基準規程類の維持改正、ごみステーションの対応等を含む副会長、地区長業務、専門部業務の代行実施を考えている。

自治会役員の献身的努力で、ボランティアで進められてきた上記自治会の運營業務を、有給(年間2人の専門事務員で年間150万円)の専門事務員に委嘱することは、自治会活動の基本としてきた、支え合い助け合いの精神や連帯意識を薄め、お互いを知り交流する貴重な機会を奪い、自治会の弱体化につながるのか等の懸念がある。

専門事務員の配置は、共働きが普通になり自治会活動や行事への参加が敬遠される今の時代において、それは自然な選択なのか、または専門事務員の採用によって人を知る機会が減ってそれが本当に自治会の弱体化につながるのか、弱体化を防ぐ方法はないのかなど、採用時においては更なる慎重な検討が必要である。

(8)最後に

SKPの提案で一番重要なのは、「改善課題一覧表」に上げた諸課題の解決に取り組む中心となる“常務役員会の機能強化を図る”ことであり、常務役員会が自治会運営の中心的役割を果たすことである

SKPの提案は、常務役員会で実行計画を立ててもらい、常務役員会の審議を経て本部役員会に提議される。本部役員会で審議議決されて実行となるが、改善案は常務役員会でさらに検討が必要なものもあり、中には定期総会の審議議決が必要なものもある。

以後、検討の過程に従って詳細な報告を進めていきます。

5. 令和2年、3年の2回のアンケート等で浮かび上がった課題

会員の高齢化の進展で、いろいろな課題が浮かび上がり、放置すれば今後自治会運営に支障が生じる可能性があることが分かった。主な課題としては

- (1) 高齢化で班長、理事の業務ができない人が増えるが、どう対応するか。
- (2) 理事、班長を引き受けやすくするために理事、班長業務をどう見直すか。
- (3) 理事、班長の業務負担が大きい専門部活動をどう見直すか。
- (4) 常務役員を引き受ける人がおらず、選出が困難になっていることに対応するためにどう対応するか。
- (5) 今後、高齢化で役員業務ができないことを理由に自治会脱会者が増えることを如何に防止するか。
- (6) 役員負担の大きい夏祭り、フェスティバル等のイベントをどう見直すか。
- (7) 高齢化に対応して新たに必要となる“支え合い助け合いの活動”はどうあるべきか。
- (8) 自治会はどのような高齢者支援ができるか。
- (9) 自治会が一体となってこの危機を乗り越えるために、広報の重要性を着目して、その改善を如何に図るか。
- (10) 将来の自治会を背負う若い世代の自治会参加をどう進めるか。
- (11) 30年以内に70%の確率で発生する可能性のある、東京湾北部直下型地震(マグニチュード7.3)にどう備えるべきか。今の自主防災規約で対応が可能か。

その他、検討で上がった改善課題を含めて、添付資料.1「桜台自治会改善課題一覧表」に整理した。

6. プロジェクトの進め方

SKP の討議を通じて浮かび上がった課題を整理して検討・分析を進め、現状分析と目指す姿を、添付資料.2「桜台自治会の現状分析と目指す姿」にまとめた。

SKP ではまず、アンケート結果等から浮かび上がった班長、理事業務の削減や夏祭りのイベントの見直し等の改善課題の検討を進め、問題の深耕を進める中で問題の本質的課題を見つけ改善を進めることにした。

7. アンケート結果等からの改善課題の検討結果と提案

7.1 班長の業務見直し

高齢の班長でも容易に班長業務が行えるようにできないか考えてみた。

(1) 集金業務の見直し

募金等の集金業務を止めれば、班長だけでなく事務局の募金活動で生じた現金の取り扱い・保管・集計業務が無くなり、大きな省力化につながる。

”添付資料.3「集金業務の見直し」を参照のこと。

班長の集金業務を止める代わりに自治会館に募金箱を置き、募金したい人が自治会館に募金を持参するようにしたうえで、目標額に達しない場合は自治会費から一定額を補填する案が、本部役員会で多数の人に支持された。

しかしながら1募金当たり20万円以上を集める現在において、自治会費から出せる補填額は2万円程度であることからして、会員の善意を引き出すことを優先して、また一方、集金時は会員の安否確認や近隣とのコミュニケーション向上のためにも、班長には引き続き集金をしてもらうことにした。班長の高齢化が進み募金集金の再見直しが必要になったら、集金中止を再考することにした。

(2) 回覧板の見直し

回覧物が多い、回覧回数が多い、必要のない回覧が多い、回覧板を無くすことはできないか等の意見が多数寄せられたため、回覧板の見直しを実施した。

添付資料.4「回覧板の見直し」を参照のこと。

会員のパソコン、スマホ等の SNS の普及が60%程度の桜台において、全会員をカバーする広報手段はなく、しばらくは回覧板に頼らざるを得ない。

そこで、回覧物に対する意見に対応するために、以下の改善を実施する。

- ① 回覧板回覧は月2回とする。理事は、5日、20日に自治会に取りに来る。(本部役員会承認済)
- ② 回覧物精査の結果、不必要な回覧はないので、確実に読んでもらいたい回覧は重要回覧と明記し、単独回覧等にする。

- ③ 桜台自治会ホームページで回覧板を見ていて回覧不要を希望する会員にも、従来通り回覧板を回す。
- ④ 理事が、回覧物を自治会から持って帰って班長毎に仕分けする作業を無くすために、班ごとの仕分け作業を事務局事務員で行う。(本部役員会承認済)
- ⑤ 回覧板を無くすためには、自治会発行の回覧に絞りまとめた、自治会広報紙の戸別配布(ポスティング)が考えられるが、回覧板に代わるものにはなりえないと判断した。
- ⑥ 会員が必要とする回覧物を発行するためにマニュアルを定め、広報の充実を図ることにした。

7.2 理事の業務削減

理事の業務で削減が可能な業務について検討した。

(1) 回覧の班長配布業務の省力化

回覧物の班長別仕分けを事務局にお願いすることにした。

(2) 中央公園清掃指揮を止める

中央公園の清掃は今まで、各区の理事が清掃指揮をしてきたが、今までの1丁目各区が担当してきた桜台通りの清掃を止め、中央公園の清掃を1丁目にお願いする。中央公園は他の公園より大きい、公園を数分割るとか清掃場所を限定することで対応する。

(3) 専門部部長、副部長としての業務の見直し

理事の最大の業務は専門部活動である。1年任期の中で、生涯で一度回ってくるか来ないかの理事として、全く知らない専門部活動をリードすることは容易なことではない。

専門部活動の見直しについては次項で詳しく取り上げる。

7.3 専門部活動の見直し

防犯、防災、生活環境、福祉、文化体育、イベント企画、広報の7専門部があり、この活動を通じて自治会活動を知り、人を知って親睦を深め、住環境の維持や安全で安心な地域づくりに貢献してきた。また、他の自治会にはない特徴的な組織として自治会活動を引っ張ってきた。

専門部活動の問題点としては、

“1年交代の理事が部長、副部長を務める専門部活動は、1年交代では活動を知るのが精一杯で見直し改善もままならず、ほとんどの活動は前年踏襲で行われてきた。”

専門部の活動内容については、会則の前ページに参考資料として紹介されているが、これをベースに活動が企画されてきた。具体的な年度計画は各専門部で作成され、本部役員会の審議議決で決定できることになっている。新たな企画で活動項目を増やしたり、減らしたりすることも可能になっている。

専門部活動は理事、班長にとって負担の大きい業務であり、高齢化が進む桜台自治会においては負担の軽減が望まれている。

SKP で検討した課題としては

(1) 活動項目の削減により業務負担の軽減はできないか。

添付資料.5「専門部活動内容一覧表」に示すように一見して不要な活動はなく、活動項目の決定(削減も含めて)は年度毎の事情を勘案して各専門部に任すべきと考えた。

各専門部は、年度毎に必要な活動を絞り込み、無理なくできる活動を計画することで、自ずと活動項目の見直し削減は可能と考えた。

今まで、活動項目の削減等の見直しが専門部内で進まなかったのは、新任の理事、班長が専門部活動を知るには時間がかかり、前年踏襲の安易な活動計画にならざるを得ないことが考えられる。

(2) 専門部の引き継ぎについて(専門部サポーターの提案)

専門部の改善が進まなかった原因の一つに、専門部の引き継ぎがある。

活動は前年踏襲が精一杯で、活動反省事項も次年度活動計画にほとんど生かされずに来た。

SKP では、次年度への引き継ぎを円滑に進め、専門部活動の改善を進めるために、前年度専門部部長、副部長のどちらかが専門部サポーターとして、次年度専門部活動を支援することを提案する。

専門部サポーターは、新年度の活動計画作成時の期間に限定し、新専門部と一緒に計画づくりを指導し、活動の引き継ぎを行うことにした。

現在、常務役員が専門部アドバイザーとして、同じように専門部の新年度活動計画づくりを指導する立場にあるが、細かい指導ができていない反省に立って、専門部サポーターを追加し一緒に指導することを提案するものである。

(3) 班長の配属なしに専門部活動は可能か。

現在の活動項目では班長の専門部配属は必要である。班長の専門部配属を止めるには、専門部活動を抜本的に見直し活動項目の削減が必要であるが、SKP では時間的な制限で検討はできなかった。

一方、専門部活動は固定的なものでなく、各年度の事情に応じて変更できるし、専門部内で協議して削減することでいいとした。

(4) 班長の専門部配属辞退について

アンケートでは、高齢化等で専門部活動はできなくなってきたという班長の意見がある。

高齢化等に伴う理由で班長から専門部活動ができないと申し出があった時、各専門

部員の大方の理解が得られた場合、部長はそれを許可することができることを提案する。会則改正が必要か今後検討する。

7.4 夏祭り等イベントの見直し

アンケートでは約60%の会員が夏祭りの中止か縮小を、約70%の会員がフェスティバルの縮小を要望していることから、今後のイベントの在り方を検討した。

また、従来通りの盆踊り等の夏祭りの継続を望んでいる人も多くいることから、従来通りの夏祭りか、縮小かの判断は難しい。従来通りの夏祭りをするにしても、今まで準備を担当してくれた主力メンバーが高齢化している関係から、テント張りや机椅子等の設置や放送設備設置、撤去等の外注化を含めて検討が必要である。縮小するにしてもどんな縮小案があるのか、フェスティバルも含めて早急にイベント企画準備委員会を立ち上げる必要がある。

SKPでは縮小案を検討し、検討結果を添付資料.6「イベント企画の見直し」にまとめた。

7.5 防災活動の見直し

30年以内に70%の確率で発生する可能性のある、東京湾北西部直下型地震(マグニチュード7.3)に備えて、桜台自治会の防災活動の見直しは喫緊の課題である。

SKPではその対応を検討し、添付資料7「桜台自治会防災活動の見直し」にまとめた。

「桜台自治会自主防災規約」は、高齢化が進む桜台自治会においては絵に描いた餅であり、発災時には機能しないと思われるところが多く、早急にプロジェクト等を構成し見直す必要がある。

発災後、公助が開始されるまでの3～7日間をどう生き延びるかを中心課題として、近助、自助を重視して、規約の改正、防災マニュアル整備等を提案する。

- 真冬の夜間の発災で凍死してしまう危険性。
- 倒壊・半倒壊の家屋が多数ある中、びくともしない耐震の家屋が残っている。自宅避難の対応の検討が必要。
- 避難行動要支援者をどのように誰が救出するの。
- 火災の発生もある。消火は。
- 高齢化した防災班長は本当に動けるの。
- 携帯電話が使えない中、防災本部とどのように連絡を取り合うの。

疑問は尽きないが、このような質問に桜台自主防災規約、防災マニュアルは答えてくれていない。

現在、地域防災計画作成が進められているが、これに併せて検討を進める。

8. 改善課題検討から見えてきたこと

前項で進めた改善課題検討は重要であるが、この検討は改善が望まれる課題の一部であ

り、今後発生する現在見えていない課題に対して必ずしも有効ではない。

今後、問題の発掘から改題解決までを日常的に進めていくために、“高齢化の進行とそれに伴う課題についてはある程度予測できていたにも関わらず、なぜ今に及んでプロジェクトまで結成して検討する必要があるのか、つまりなぜ日常の自治会組織体制で、高齢化対応や自治会活動の課題解決が進まなかったのか”に着目し、その原因を追究し改善していくことが必要であるとの結論になった。

また、改善を進めるにあたっては、高齢化で予想される役員選任の辞退等の問題に絡んで、自治会運営の根本になる理事、班長の選任において、役員輪番制が機能しているかどうか、の判断が重要であることが分かった。

9. 役員輪番制は機能しているか

令和2年9月、令和3年7月の2回目のアンケートでは、5年後には55%の会員が自治会の役員ができなくなっている可能性があると言っている。

一方、令和4年(2022年)1月の住宅調査では、班長辞退者は1190世帯中28世帯に留まっており、班長、理事の選任の状況から判断して、現在は“役員輪番制”は機能している。”と見ている。

班長辞退者が今後急激に増加したとしても、最高でも5年に1度程度の班長周期は維持でき、さらに班統合等に対応すれば、役員輪番制は、“今後3～5年は維持できる”という判断をした。すなわち、急激に役員輪番制が崩壊する危機的状況ではなく、この間に改善を進め課題に対応する時間的猶予があることを確認した。

SKP は、高齢化の進行で、“これからは過去に経験したことのない次元に入っていく可能性がある”という認識のもとに、“今後、高齢化が及ぼす影響を自治会運営の中で監視しながら、状況の悪化に応じて適切に対応していく”自治会運営を提案する。

10. 高齢化対応が遅れた原因と予想される新たな課題

(1) 常務役員会の改善課題解決のための機能が弱い。

会則では“常務役員会は本部役員会の補助機関であり、議事録を作成する必要もない存在”になっている。実際、本部役員会の前座的な会議になっており、本部役員会の議案の事前調整に終わっている。

平成16年度版会則では、常務役員会は本部役員会に準ずる執行機関として、議事録作成を義務付けているが、平成17年度の定期総会で現行会則のように改正された。

(2) 自治会運営の中心となる会長、副会長の任務に、上記課題解決のための取るべき行動が、会則等で規定されていないため動きが鈍い。

(3) 平成17年度に会則が改正され、常務役員会は本部役員会の補助機関になっても実質的には以前と変わらない自治会運営の中心的役割を果たしてきたが、常務役員会運営の中心的役割は会則に規定すべきである。

会則の改正の改正は、現在進行中の会則改正プロジェクトに依頼した。

11. 常務役員会の機能強化

(1) 常務役員会の機能強化（添付資料.8「常務役員会の機能強化について」）

“常務役員会を自治会運営の中心的機関とし、自治会が抱える課題解決を積極的に推進する”ように改善する。

① 会則改正の必要性

- a. “常務役員会は本部役員会の補助機関とする”、を削除し、自治会運営の中心的な働き、すなわち企画、課題改善を提案する機関とする。審議議決は従来通り最高執行機関の本部役員会で行う。
- b. 企画担当副会長の任務に、自治会が抱える課題解決を図るための任務を追加する。

② 常務役員会の進め方

常務役員会の課題解決機能を強化するために、常務役員会の進め方を改善する必要がある。

- a. 常務役員会の議題に、毎回業務改善に関する審議項目を入れる。
- b. 企画担当副会長が会議をリードして以下の審議をする。
 - イ) 改善活動の年度計画について進捗状況を確認する。
 - ロ) 改善課題追加や削除に関する審議を行う。
 - ハ) 年度活動方針を立案するために、改善課題一覧表の課題項目から次年度改善優先順位を決める。

③ 役員業務の明確化

改善が進まないのは、課題解決の中心的役割をする常務役員（会長、副会長、地区長）の業務が明確になっていないことが最大の問題であるとして、併せて他の役員を含めて業務をマニュアル化した。

添付資料.9「桜台自治会役員業務マニュアル」

12. 自治会改善ボランティアの採用

(添付資料.10「自治会改善ボランティアの制度設計」)

今後、常務役員の課題改善業務の負担が増えることが予想され、実際に常務役員会の機能を強化し運用を開始した後、常務役員の負荷軽減や問題解決のための支援が必要になることが考えられ、これに備えて、“自治会改善ボランティア制度”を提案する。

- ① 自治会運営の知恵袋として、自治会運営で必要な改善を検討する。
- ② 会長または常務役員会からの依頼で、または改善ボランティアグループ自らの提案で、

自治会が抱える改善課題を検討し改善案を考える。その後、改善案は常務役員会で審議をへて、本部役員会で審議議決され実行に移される。

- ③ 改善課題を発掘し、常務役員会が所管する「改善課題一覧表」に追加の手続きをする。
- ④ 自治会改善ボランティアは、会則で定める顧問として位置づけで、業務範囲、期間を定め、会長が業務を委嘱する。
- ⑤ 公募でボランティアを集める。年齢、性別、自治会経験は問わず、自治会運営に熱意のある人とする。
- ⑥ 募集人員は5名程度とする。

常務役員会や自治会改善ボランティアで対応ができない大きな課題については、従来通り、プロジェクトや委員会で対応することにする。

10. 役員輪番制崩壊の兆しが見られた段階での対応の提案

SKP では、班長辞退者が増え常務役員のなり手が不足しその選任できず、自治会運営が危機的状況になる前兆が現れた段階でとりうる対応について検討した。

考えられる最悪のシナリオにおいても、自治会運営が安心感をもって取り組めるように、以下のような対応があることを確認することができた。

SKP では提案に留めるが、実際の採用に当たっては常務役員会、本部役員会で更なる検討と審議が必要である。

(1) 班長の業務の徹底的削減

① 集金業務を中止

本部役員会で支持多数となった案は、募金寄付金の集金は止め、募金箱を自治会に設置し、募金が集まらなかった場合は、一定額(1募金2万円程度)を自治会から補填するものとする。

同時に煩雑を極める事務局の募金集計業務と現金取り扱い・保管業務が無くなることのメリットも大きい。

② 回覧板を止め、月1回広報誌を作成しポスターリングする。

- ① 広報誌はページ数に制限があり、自治会発行連絡文書を主体にする。外部からの情報はほとんどなくなる欠点がある。
- ② 自治会外からの回覧は自治会ホームページでは確認できるようにする。
- ③ 年間費用(印刷、ポスターリング)は50万円程度にする。
- ④ 広報誌は事務局で作成する。業務が増える。
- ⑤ 自治会ホームページで確認できる人には配布しないことで費用削減。(約半数の世帯が SNS を利用可)

③ 班長の専門部配属を止める。

- ① 専門部を7部から3部程度に統合し、基本的には専門部に配属された理事で対応できるように業務を削減する。
- ② 夏祭りやイベントを実施する場合は実行委員会を立ち上げ、ボランティアを募る。

(2) 専門事務員の配置

(添付資料.11 「専門事務員の制度設計」)

もし最悪のケースで、近い将来高齢化で理事班長業務ができない人が増え、また会長、副会長、地区長の常務役員の引き受け手がなく選任ができない事態が生じた場合の対応として、役員業務の徹底的な削減は当然のこととして、“副会長、地区長、理事、班長、専門部等の負担の大きい業務を代行する専門事務員の配置”を提案する。

この代行によって、会長を除く役員の業務はほとんどなくなり、役員を引き受けやすくなる考える。

- ① 専門事務員はマンション等の管理組合的発想で、“常務役員、本部役員は最終的には会議の出席だけで、現在の役員業務はほとんどすべて専門事務員が代行する”ものとする。
- ② 定期総会議案書作成、会計監査資料作成、本部役員会、常務役員会等の議事録作成、基準規程類の維持改正、ごみステーションの対応等を含む副会長、地区長業務、専門部業務の代行を行う。
- ③ 上記自治会の運營業務を、有給(2人の専門事務員で年間150万円、1500時間)で行う。事務員併せて5人になるが、相互の業務見直しで効率化を図る。また専門事務員の一人を事務長とし、業務を統括する。
その費用を捻出するには経費削減、事務業務の効率化等の改善を進めていく必要がある。

専門事務員の配置は、共働きが普通になり自治会活動や行事への参加が敬遠される今の時代において、それは自然な選択なのか、または専門事務員の採用によって役員の自治会活動が無くなり、人を知る機会が減って交流が無くなり、それが自治会の弱体化につながっていくのか、弱体化を防ぐ方法はないのかなど、専門事務員制度採用時においては更なる検討と慎重な制度設計が必要である。

11. 終わりに

SKP は結成以来わずか1年のプロジェクトであったが、桜台自治会が抱える問題点について、いろいろな角度から議論を展開し、改善案を提案することができた。

その結果、会員の高齢化を怖がるのではなく、その実態を詳細に把握したうえで、会員の皆さんの相互理解とご協力を得て、冷静に対応すれば、十分に対応できるという確信を持つことができた。

具体的には、常務役員会が「桜台自治会改善課題一覧表」に基づき、高齢化に伴って発生する問題を監視しながら、その課題解決のために優先順位をつけ検討を進め、または自治会改善ボランティアに検討を依頼して改善案を作り、本部役員会で審議議決して実行に移していくことになる。

この1年、約20回に及ぶプロジェクト会議を開催し熱心に議論を重ねてきた結果、今桜台で起こっている問題、近い将来起こるであろうと予想される問題をプロジェクトメンバーで共有化することができ、大きな改革のスタート台に立つことができた。

これは桜台自治会においては大きな財産であり、今後この活動を引き継ぐ皆さんにとって大いに参考になると信じる。

11. 添付資料

- ① 添付資料.1 「桜台自治会改善課題一覧表」
- ② 添付資料.2 「桜台自治会の現状分析と目指す姿」
- ③ 添付資料.3 「集金業務の見直し」
- ④ 添付資料.4 「回覧板の見直し」
- ⑤ 添付資料.5 「専門部活動内容一覧表」
- ⑥ 添付資料.6 「イベントの見直しについて」
- ⑦ 添付資料.7 「桜台自治会防災活動の見直し」
- ⑧ 添付資料.8 「常務役員会の機能強化について」
- ⑨ 添付資料.9 「桜台自治会役員業務マニュアル」
- ⑩ 添付資料.10 「自治会改善ボランティアの制度設計」
- ⑪ 添付資料.11 「専門事務員の制度設計」

以上の資料について、電子ファイルが必要な人は、下記アドレスまで連絡ください。

E-mail Address:1 kto.kirita@keh.biglobe.ne.jp (SKP 事務局)

以上

令和4年12月11日

イベントに対する取り組み調査(NO1)と結果

本部役員会

1. はじめに

これから、イベントについて検討を開始するにあたり、本部役員の実直な意見を求め、アンケートを実施した。

2. アンケート（回答者 19 名）

① 検討開始の時期の選択

- ① コロナの終息宣言が出たら、すぐイベントが実施できるように、今から、イベント企画委員会等の検討部門を立ち上げる。 (YES 9名)
- ② コロナが完全に収まってからじっくり考えればいい。イベントの実施が遅れても構わない。 (YES, 10名)

② 令和4年度本部役員のイベントに対する意見

- ③ 夏祭りに期待するところがありますか。 (YES 13名)
- ④ 子供みこしに期待するところがありますか。 (YES, 14名)
- ⑤ フェスティバルに期待するところがありますか。 (YES, 12名)
- ⑥ イベントは特になくてもいいと思いますか。 (YES, 3名)
- ⑦ イベント規模は縮小したほうがいい。 (YES, 16名)
- ⑧ イベントは大人中心から子供中心に企画したほうがいい。 (YES, 15名)
- ⑨ 参加者が多く、賛同の多い新しいイベントを考えた方がいい。 (YES, 14名)
- ⑩ イベントには積極的に参加したいと思いますか。 (YES, 8名)
- ⑪ イベントに的を絞ったアンケートで会員の意見を再度聞くべき。 (YES, 14名)
- ⑫ 今までの夏祭りやフェスティバルに代わるイベントがあれば提案してください。
 - 1. 子供餅つき大会(ビンゴなども入れたお楽しみ会)
 - 2. 南小学校体育館を使った発表会のようなもの
 - 3. コロナ禍のため子供中心の屋内イベント(ボーイスカウトのような専門家の意見を取り入れて)

3. 分析結果

- ① イベント実施には反対していない。積極的な参加希望者は少ない。
- ② 実施するなら規模を縮小し、新しいイベントを望んでいる。
- ③ イベントは子供たちを巻き込んだものにする。
- ④ 会員が参加してみたいイベントとは。

以上

令和4年12月11日

イベントに対する取り組み調査(NO1)

本部役員会

1. はじめに

これから、イベントについて検討を開始するにあたり、本部役員の実直な意見を求め、アンケートを実施する。

2. 今までのアンケート等からの意見

見直し必要が多数。夏祭り・フェスティバル縮小。今まで通りでいい意見もある一方で、できる範囲で無理することはないという意見が多い。

ふるさと創生、子供たちの思いで創りを優先。

参加者は2～3割程度。準備が大変。予算は約100から150万円

→ このような多様な意見をどうまとめていくか。

アンケート（回答者年代 40歳未満、40～60歳代、70歳以上）① 検討開始の時期の選択

① コロナの終息宣言が出たら、すぐイベントが実施できるように、今から、イベント企画委員会等の検討部門を立ち上げる。 (YES, NO)

② コロナが完全に収まってからじっくり考えればいい。イベントの実施が遅れても構わない。 (YES, NO)

② 令和4年度本部役員のイベントに対する意見

③ 夏祭りに期待するところがありますか。 (YES, NO)

④ 子供みこしに期待するところがありますか。 (YES, NO)

⑤ フェスティバルに期待するところがありますか。 (YES, NO)

⑥ イベントは特になくてもいいと思いますか。 (YES, NO)

⑦ イベント規模は縮小したほうがいい。 (YES, NO)

⑧ イベントは大人中心から子供中心に企画したほうがいい。 (YES, NO)

⑨ 参加者が多く、賛同の多い新しいイベントを考えた方がいい。 (YES, NO)

⑩ イベントには積極的に参加したいと思いますか。 (YES, NO)

⑪ イベントに的を絞ったアンケートで会員の意見を再度聞くべき。 (YES, NO)

⑫ 今までの夏祭りやフェスティバルに代わるイベントがあれば提案してください。

() 以上

桜台2丁目の住民の皆さまへ2丁目で悪臭を感じたら通報いただきたいお願い

2022年12月9日

桜台自治会2丁目 副会長 玉川 雅邦
2丁目 地区長 片桐 裕

最近2丁目の住民の方から、『朝晩に強烈な異臭がします。自治会として対策をお願いいたします』のが届き、市原市役所環境部グリーン推進課と共に、発生原因を調査して原因が判明致しました。異臭を発しているのは

場所 市原市椎津の 株有大資材置き場 (桜台2丁目の端から西南に約200m)
異臭の原因 この場所で、金子工業が産業廃棄物を朝晩燃やしている。
しかも、1) 穴で野焼きをしている・・・野焼きは完全な法律違反です
2) 周囲に悪臭を放っている・・・明らかな悪臭防止法違反です

しかし、市原市役所では、まだ違法行為の証拠をとらえておりませんので、桜台2丁目の皆さまに、今後監視していただき、悪臭を感じたら、直ちに通報していただきたく、お願いを申し上げます。

<悪臭を感じたら通報する電話番号>**緊急ストップコール 0436-24-5374**

ここは市原市役所環境部で契約している警備会社です。通報があったら、24時間365日いつでも直ちに現場に駆けつけて証拠をおさえます。

電話する場合は、名前を名乗らず『桜台2丁目の住民です』と言って下さい。

証拠をおさえれば、市原市役所環境部より適切な指導を行い、悪臭問題は解決にむかいます。
2丁目の住民の皆さまの、ご協力をお願い致します。 以上